

令和四年一月一日

日直

国税庁

教えて!!! 令和3年度改正 電子帳簿保存法



(注) 本資料は、令和3年度税制改正までの情報に基づいて作成しています。

経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で経理のデジタル化

こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等処理している」

そのお悩み、電子帳簿等保存制度が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影**して経理処理・保存

Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要**
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、**経理担当もテレワーク**ができる

Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. いいえ、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて**データのままで保存**していただく必要があります。

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法



電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、**納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点**から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、**改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点**から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

① 電子帳簿等保存

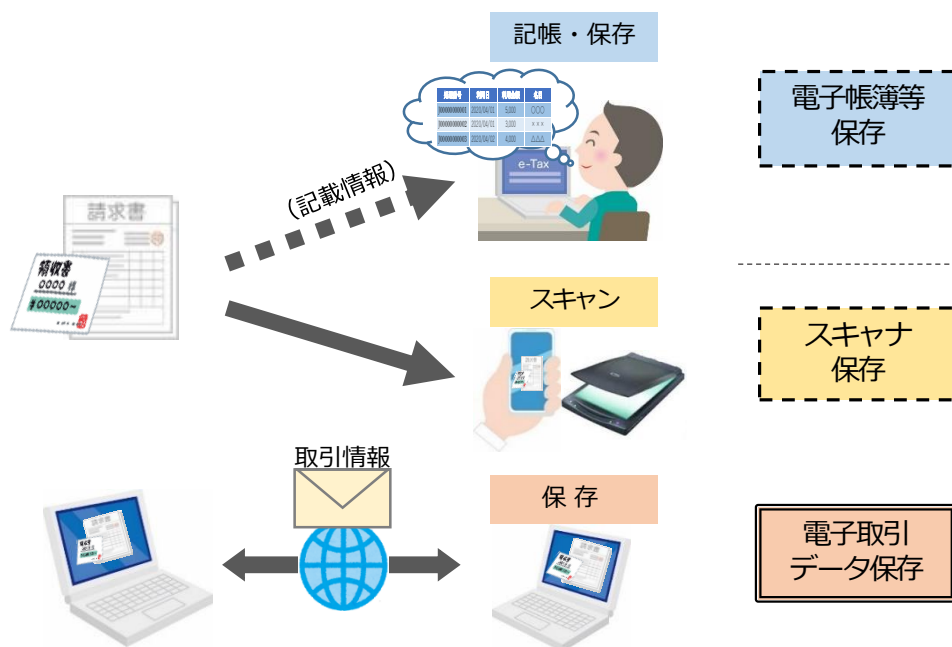
帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができ**る〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合には**、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**〔平成10年度税制改正で創設〕



主な要件

- 電子保存する場合の基本要件
 - ・ モニター・説明書等の備付け
 - ・ ダウンロードの求めへの対応
- 優良な電子帳簿の要件
 - ・ 訂正削除履歴の保存
 - ・ 帳簿間での記録事項の相互関連性
 - ・ 検索機能

- 真実性の確保 ※電子取引データ保存は下線のみに
- ・ 入力期間の制限（受け取りから最長約2か月）
 - ・ 一定水準以上の解像度
 - ・ ヴァージョン管理（訂正削除履歴の保存）
 - ・ タイムスタンプ等（電子取引については、訂正削除防止に
関する事務処理規程等でも可）
- 可視性の確保
- ・ 帳簿との相互関連性
 - ・ モニター・説明書等の備付け
 - ・ 検索機能

電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度税制改正の概要）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> （※2）。
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、 <u>紙を印刷して保存</u> 。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> （紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

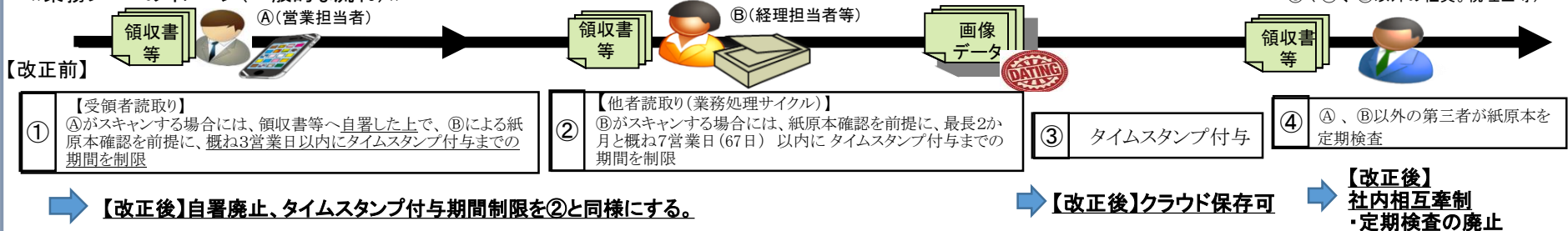
➡【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(宥恕あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <u>受領者が自署</u> ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが <u>同一であることを社内や税理士等がチェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <u>自署は廃止</u> ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合は <u>タイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との <u>同一性チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例: 定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【改正後】・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(宥恕あり)こととする。

電子帳簿等保存における留意点

1. 制度の対象となる帳簿の範囲（法4①、規2①）

帳簿等

- 訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば**電子データでの保存が可能**になった。
 - ① モニター・説明書等を備え付けている
 - ② 当局による「ダウンロードの求め」に応じることができる
- ただし、申告所得税・法人税に関する帳簿のうち電子保存が可能なものは、**正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿のみ**に限定されている。

申告所得税 法人税	「正規の簿記の原則」に従って整然かつ明瞭に記録されている帳簿のみ対象 ⇒ 貸借対照表(B/S)まで作れる帳簿であることが必要
その他	全ての帳簿を電子保存可能

2. 「ダウンロードの求め」に応じることの意義（取扱通達4-14）

帳簿等

スキャナ

電子取引

- ①税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、②実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じることという。
- 職員が求めた**全ての電子データ**の提出に応じる必要があり、そのデータにおいて**通常出力可能な範囲で、求めに応じた方法**（例えば出力形式の指定）で提出する必要がある。

（満たさないケースの例）

- ・ 求められた帳簿データのうち、一部について電子データの提出に応じられない/応じない
- ・ CSV形式で出力できるにもかかわらず、検索性等に劣る他の形式で提出する

電子帳簿等保存における留意点（つづき）

3. 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置（法8④、規5）

帳簿等

- 所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の基本的な事項に加え、①～③の全てを備えている場合には、その帳簿に関連する過少申告があっても過少申告加算税が5%軽減される。
 - ① 訂正削除履歴の保存
 - ② 帳簿間の相互関連性
 - ③ 取引等が日付・金額・相手方に関する検索機能

注意点

- 適用を受けるためには作成すべき帳簿全てについて上記①～③を満たす必要がある（帳簿QA問36）
（注）所得税・法人税については青色申告帳簿全てであり、仕訳帳・総勘定元帳のみならず、売掛帳・買掛帳・固定資産台帳なども要件を満たすことが必要
- 帳簿に関連のない非違（例：個人の一時所得・所得控除に関する非違）は軽減措置の対象外（取扱通達8-2）
- 軽減措置の適用を受けるためには、あらかじめ届出書を提出している必要がある（取扱通達8-4）

加算税軽減措置の適用開始時期に関する留意点

優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の軽減措置は、**令和4年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税**に適用

▶ 令和3年分(個人)や令和3年10月末決算期分(法人)から適用されうるが、注意が必要

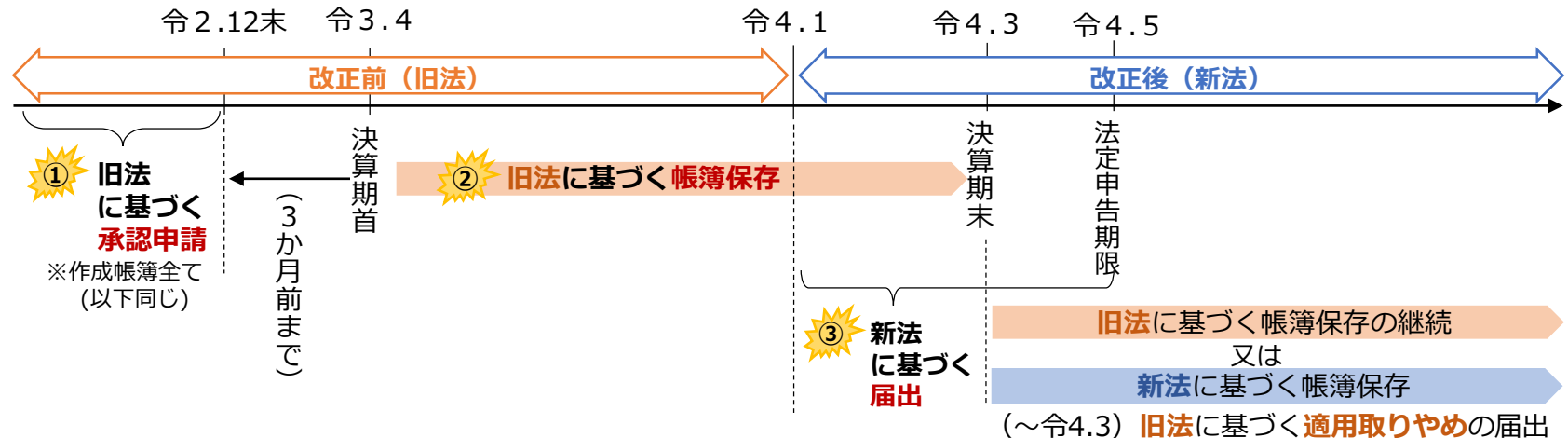
注意点

令和4年1月よりも前に開始する課税期間について適用を受けるためには、作成している全ての帳簿について、その課税期間が始まる前に税務署長の承認を受け、改正前の要件に沿って電子帳簿を保存していることが必要（例えば、仕訳帳・総勘定元帳のみ承認を受けている場合は不可）

改正前の実態を踏まえると、以下の手順を踏み、令和5年1月以降に法定申告期限を迎える**令和4年分(個人)や令和4年12月決算期分(法人)**から適用を受けることが一般的。

- ① 令和4年1月以降、**全ての**帳簿について**最初の記録段階から**優良な電子帳簿として保存等を開始
- ② その課税期間に対応した法定申告期限までに加算税軽減の適用を受ける旨を記した**届出**を提出

(参考) 3月決算法人が令和4年3月決算期分で軽減措置の適用を受けるためには



スキャナ保存に関する留意点

1. スキャナ保存におけるタイムスタンプ付与に代えられる措置（取扱通達 4 - 28） スキャナ

- 解像度・バージョン管理・帳簿相互関連性などの要件に加え、以下の要件を満たすことが必要。
（従来）各データへのタイムスタンプ付与
【改正】タイムスタンプ付与 又は スキャンによるデータ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを客観的に確認できる場合には**タイムスタンプ付与に代えることが可能**

タイムスタンプ付与の代替要件なので

「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプが果たす機能が必要

以下を通じて、データ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを**客観的に担保**できる仕組み

- 自社システムから時刻の改ざんが不可能
- 時刻データはNTPサーバ（ネットワーク上で現在時刻を配信するサーバ）と同期して取得
- スキャンデータが保存された時刻記録や、その時刻が変更されていないことが確認できる

（注）これらを満たすものとして、通達では「他者が提供するSaaS型クラウドサービス」を例示

2. スキャナ保存データ等に関して仮装隠蔽があった場合の重加算税10%加重

スキャナ

- 加重対象となる不正の例（通達 8 - 21）

電子取引

スキャナ保存	電子取引データ保存
・保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合 ・スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合 ・通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合	・保存している電子取引データを直接改ざんした場合 ・電子取引データの作成段階で不正があった場合 ・通謀等により相手方から受領した架空の電子取引データを保存している場合

1. 令和4年1月1日以降にやりとりした電子取引データの保存に関する要件

(1) 改ざん防止のために以下のいずれかを満たす

- A. タイムスタンプが付与されたデータを受け取る。
- B. 受け取ったデータにタイムスタンプを付与する。
- C. データの受け取り・保存を訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- D. 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



(2) その他の要件を満たす

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

注意点

従来のようにやりとりしたデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やりとりした電子取引データ自体を上記要件を満たして保存する必要があります。

2. よくある質問

Q. 同じ内容について紙とデータの両方受け取った場合、その両方について保存をしておく必要はあるか。

A. 電子取引データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、電子取引データに書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が含まれている場合等には、いずれについても保存が必要になる。

Q. 受領したデータを一旦紙に出力し、それについてスキャナ保存を行うことにより保存することは認められるか。

A. 他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が認められないこととなったため、その出力書面をスキャナ保存することも認められない。

検索要件の充足方法

1. 検索要件の概要（規則 2 ⑥六ほか）

帳簿等

スキャナ

電子取引

- 電子帳簿等保存(※)・スキャナ保存・電子取引データ保存のいずれにおいても、①～③の条件を全て満たす形で検索要件を充足することが必要

条件① 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる

条件② 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる

条件③ 「日付・金額・相手方」を組み合わせで検索ができる

(※) 優良な電子帳簿の要件を満たさない「その他の電子帳簿」は含まない。

2. 検索要件の充足方法に関する例外

例外 1

電子取引

- 電子取引データ保存については、以下の方法でも可
(取扱通達4-12)

(1) 規則的なファイル名を付す方法

データの**ファイル名**に規則性をもって所定の項目を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、**フォルダの検索機能**が活用できる

(規則性を有したファイル名の例)

20210131_110,000_(株)霞商事.pdf
20210210_330,000_国税工務店(株).msg
20210228_330,000_国税工務店(株).pdf
20211217_220,000_(株)霞商事.msg
20211227_550,000_国税工務店(株).pdf

(2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で**索引簿**を作成しておくことで、**表計算ソフト等の機能**を使って検索できる

(索引簿の例)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110,000	株霞商事	請求書
2	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220,000	株霞商事	請求書
50	20211227	550,000	国税工務店(株)	領収書

例外 2

帳簿等

スキャナ

電子取引

- 保存データについて、質問検査権に基づいて当局が行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、**条件②③（範囲指定、組み合わせでの検索）は不要**。
- ただし、税務職員がダウンロードを求めたデータ**全て**について応じられること等が必要。

例外 3

電子取引

- 電子取引データ保存については、以下をいずれも満たす場合には、**検索要件自体を満たすことが不要**
 - 当局が質問検査権に基づいて行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている
 - 2年前(2期前)の売上高が1,000万円以下

(注) 例外 1 については、スキャナ保存でも利用可能だが、検索要件以外の要件（例：バージョン管理）も満たす必要がある。

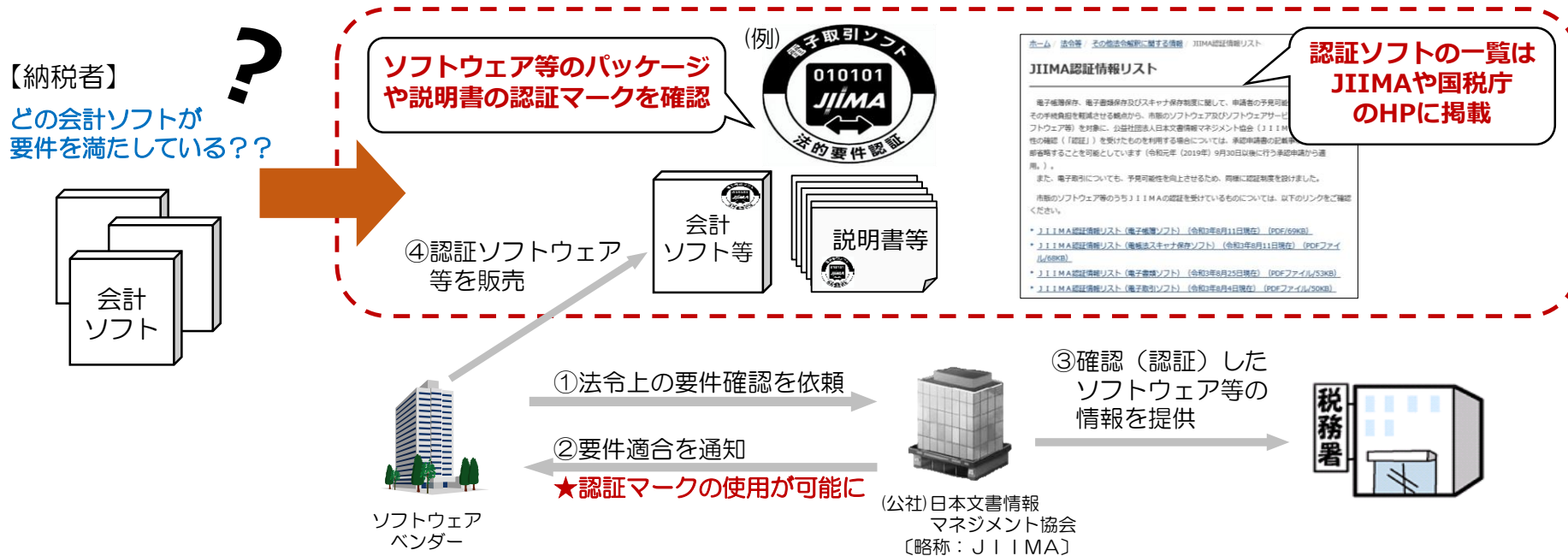
システム等の要件適合性に関する確認方法

帳簿等

スキャナ

電子取引

1. 市販のソフトウェア等に関する要件適合性の確認方法（JIIMA認証）



2. 自社開発システム等に関する要件適合性の確認方法（相談窓口）

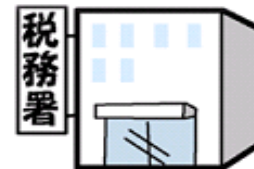
【納税者】

自社専用のシステムを構築するけど要件を満たしている??



①受託開発されるシステムや
自社開発するシステムの
要件適合性に関する質問・相談

②質問・相談に対する回答・確認等



相談窓口等は
国税庁HPで案内

ホーム / 法令等 / その他法令等に関する情報 / 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度における要件適合性に関する事前相談窓口のご案内

電子帳簿保存及びスキャナ保存制度を利用するため、各企業等において受託開発されるシステムや自社開発のシステムを対象に、電子帳簿保存法における要件適合性に関する事前相談窓口を設けています。

所轄の税務署、国税局等にご連絡ください。

税務署	国税局
各税務署	各人課税部門 又は 法人課税部門
国税局等	国税局
東京国税局、大田国税局及び名古屋国税局	調査課 電子帳簿保存法担当
中部国税局	調査課 電子帳簿保存法担当
上記以外の国税局	調査課 電子帳簿保存法担当

※ 制度等に関する一般的な質問やご相談につきましては、各国税局の電話相談センターにてお受けしております（例：又は（株）の税務課におかれたい後、自動音声に「1」を選択していただきます。各国税局の電話相談センターにおつなぎします。）。

ご視聴ありがとうございました

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法

